

# 理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、和光都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I. 和光都市計画区域の位置等

和光都市計画区域は、都心から約20km圏、本県の南部に位置しています。

また、和光都市計画区域に含まれる土地の区域は、和光市の行政区域の全域です。

### 【3・4・3号練馬川口線】

本路線は、和光市白子一丁目を起点とし、和光市白子三丁目に至る延長約3,880m、幅員16mの幹線街路です。

### 【3・4・4号諏訪越四ツ木線】

本路線は、和光市丸山台三丁目を起点とし、和光市新倉三丁目に至る延長約1,490m、幅員16mの幹線街路です。

### 【3・1・12号外環状道路】

本路線は、和光市大字新倉字江川を起点とし、和光市大字新倉字北畝割に至る延長約1,240m、幅員62mの幹線街路です。

### 【3・2・13号志木和光線】

本路線は、和光市新倉五丁目を起点とし、和光市新倉五丁目に至る延長約640m、幅員36mの幹線街路です。

## II. 変更の理由

和光都市計画道路3・2・13号志木和光線は、県南西部の主要交通を担う広域幹線道路で、国道254号のバイパスの一部を担う都市計画道路です。

今回の変更は、慢性的に発生している国道254号の混雑を緩和し、都県を跨ぐ交通を円滑にするため、3・2・13号志木和光線の区域を3・4・3号練馬川口線まで延伸するとともに、関連する3・4・3号練馬川口線の交差点部における一部区域の変更、3・4・4号諏訪越四ツ木線の終点位置の変更、交差する3・1・12号外環状道路との交差構造を変更するものです。

併せて、3・4・3号練馬川口線及び3・1・12号外環状道路の車線数を決定するものです。

## III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・3号練馬川口線	約3,880m	4車線 ( — )	16m	・一部区域の変更 ・車線数の決定
3・4・4号諏訪越四ツ木線	約2,190m (約1,490m)	2車線	16m	・延長の変更 ・一部区間の線形変更
3・1・12号外環状道路	約1,240m	4車線 ( — )	62m	・交差構造の変更 ・車線数の決定
3・2・13号志木和光線	約2,220m (約640m)	4車線	36m	・延長の変更 ・交差構造の変更

括弧内は変更前を示す。

## IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路（和光市決定）
- ②用途地域（和光市決定）